

北九州 京築

地方税法違反など指摘

10年度 外部監査結果を報告

北九州市

北九州市包括外部監査人の広瀬隆明公認会計士は15日、2010年度の市に対する監査結果を発表し、5項目の指摘内容を北橋健治市長に報告した。固定資産税評価の異議申し立てに対し、

市の審査決定が遅かった例が地方税法違反に当たると指摘された。監査対象は市税賦課・徴収事務関連。監査人によると、地方税法は固定

資産税の評価に異議申し立てがあった場合、市は30日以内に審査決定すると規定。だが10年度、決定まで2カ月、6カ月以上費やした事例が計20件あった。このほか、滞納者に市税を分納させる際、市が要領で定めている納付誓約書を出さ

ていなかった例もあった。報告書は、徴収する必要がある市税額に対し、実際に徴収した金額の割合「収入率」が09年度、市は96・1％で、政令市

中4番目に高い一方、市税千円を徴収するのに必要な徴収費は24・5円と同16番目であることを紹介。北九州より徴収費が低くても、収入率が高い市があり「徴税ノウハウの研究が必要」とした。北橋市長は「今回の指摘は健全な財政運営に重要。改善すべきところは努力したい」と述べた。

(小川俊二)



監査結果報告書を北橋市長(左)に渡す広瀬監査人